

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
コートジボワール	コートジボワール政府に対する贈与に関する日本国政府とコートジボワール政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	400,000千円 -----	2020.7.6 アビジャン (同日)	日本側 倉光秀彰在コートジボワール大使 コートジボワール側 アリ・クリバリ外務大臣	2020.7.20 289号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。